

# 少子化の現状等について

平成26年7月18日  
第1回三重県少子化対策推進県民会議

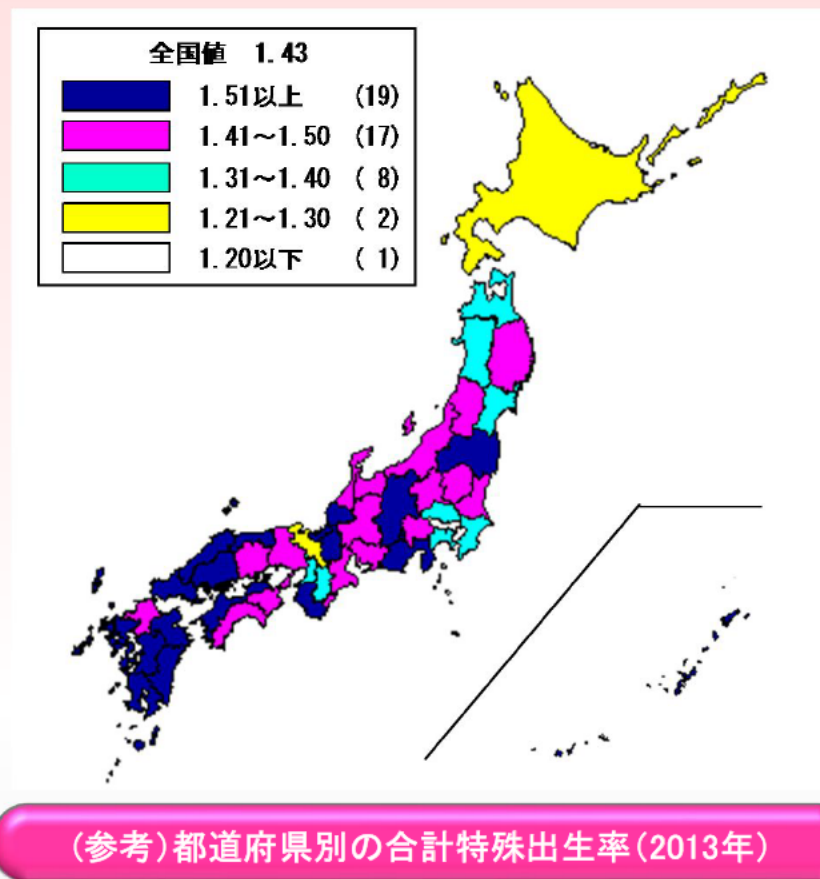
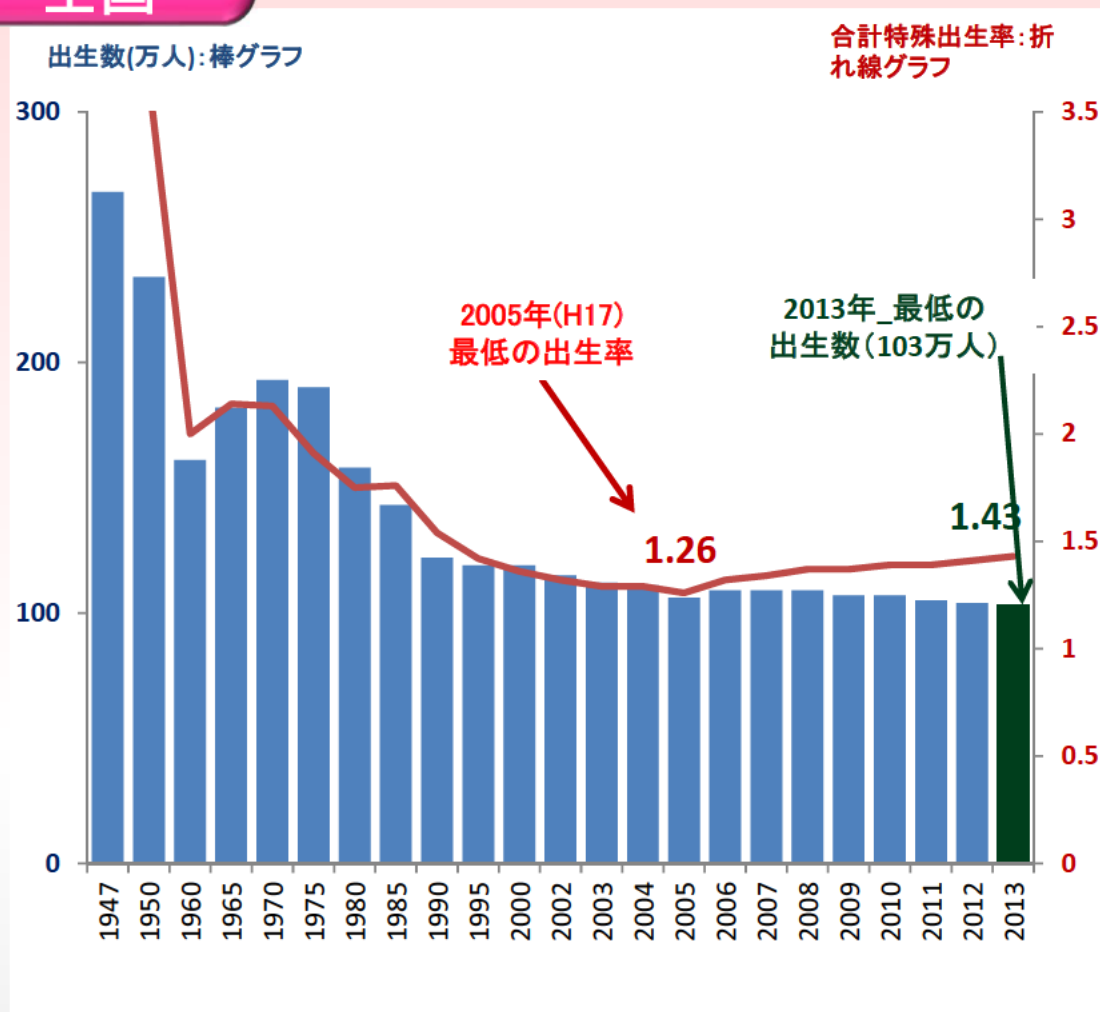
# 少子化の現状

## 全国の状況

2013年の合計特殊出生率は1.43で、微増傾向にあるが依然として低い水準。

出生数は103万人で過去最低。

### 全国

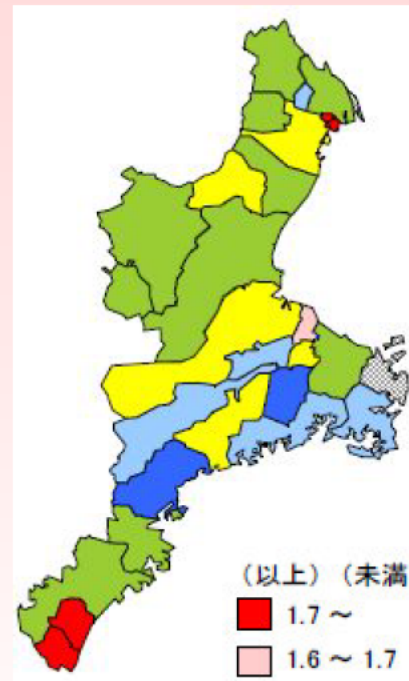
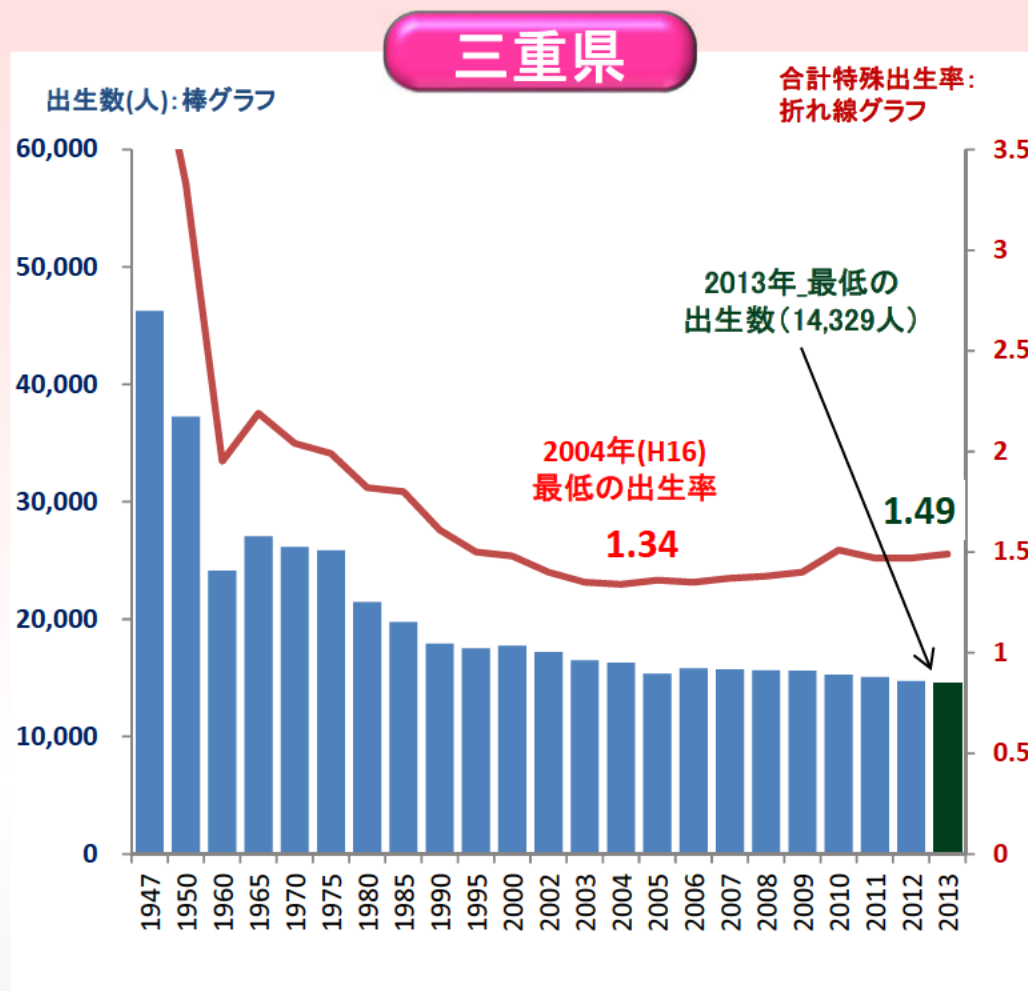


# 少子化の現状

## 三重県の状況

2013年の合計特殊出生率は1.49(全国平均は1.43)で、微増傾向にあるが依然として低い水準。

出生数は14,329人で過去最低。



(以上) (未満)



市 町	値	順位
御 浜 町	3.16	1
川 越 町	2.09	2
紀 宝 町	1.90	3
朝 日 町	1.75	4
明 和 町	1.61	5
亀 山 市	1.56	6
松 阪 市	1.55	7
玉 城 町	1.53	8
四 日 市 市	1.53	9
大 紀 町 市	1.51	10
伊 勢 市 市	1.49	11
伊 勢 市 市	1.48	12
桑 名 市 市	1.48	13
名 張 市 市	1.48	14
尾 鷲 市 市	1.45	15
菟 野 町 市	1.45	16
津 市 市	1.45	17
伊 賀 市 市	1.44	18
熊 野 市 市	1.43	19
いなべ市	1.40	20
志 摩 市 市	1.40	21
南伊勢町	1.40	22
大 台 町 市	1.36	23
多 気 町 市	1.36	24
東 員 町 市	1.35	25
度 会 町 市	1.26	26
紀 北 町 市	1.26	27
鳥 羽 市 市	1.19	28
木 曽 岬 町	0.67	29

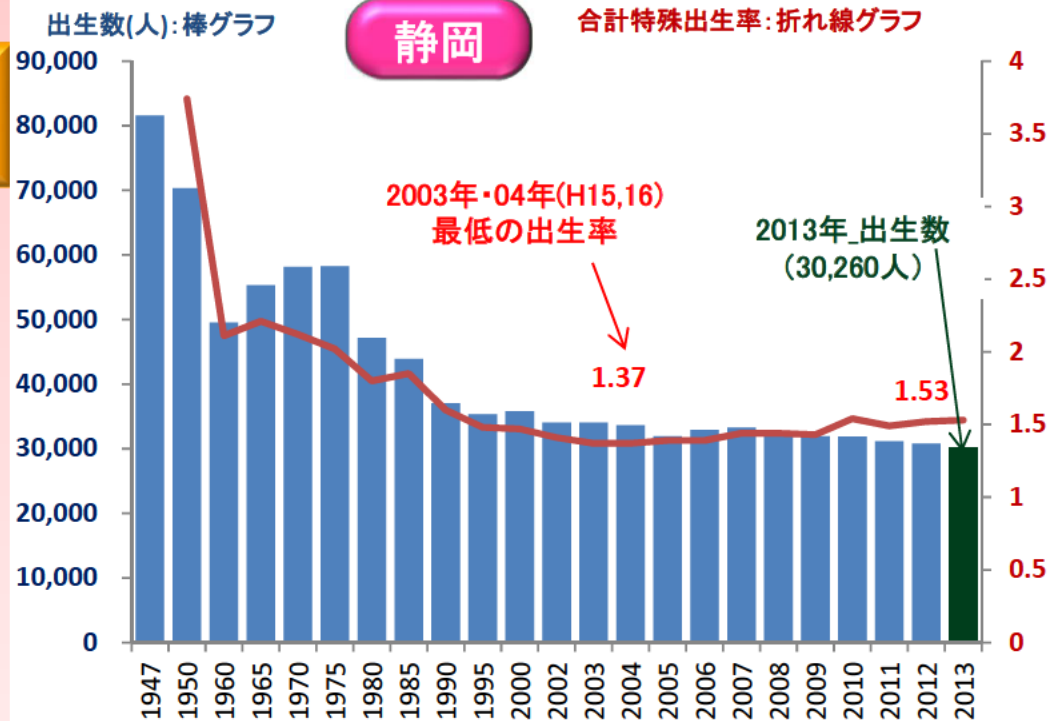
(参考) 三重県内市町の合計特殊出生率(2012年)

# 少子化の現状

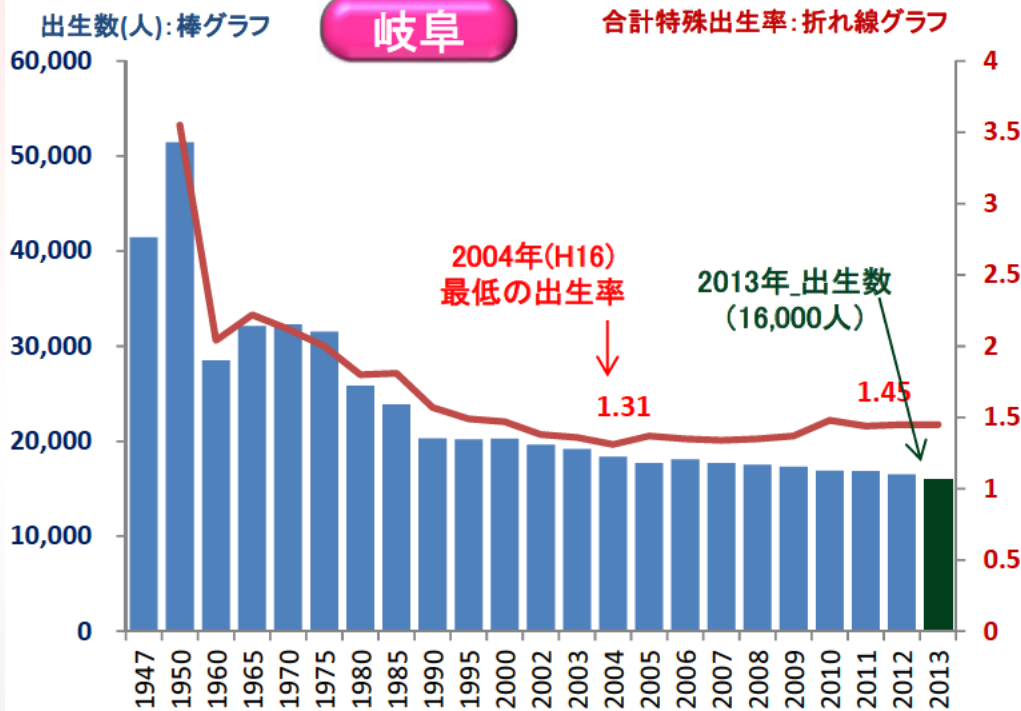
## 近隣県(東海)の状況

岐阜、静岡、愛知とも、合計特殊出生率は2003年頃をそこに微増傾向にあるが依然として低い水準。

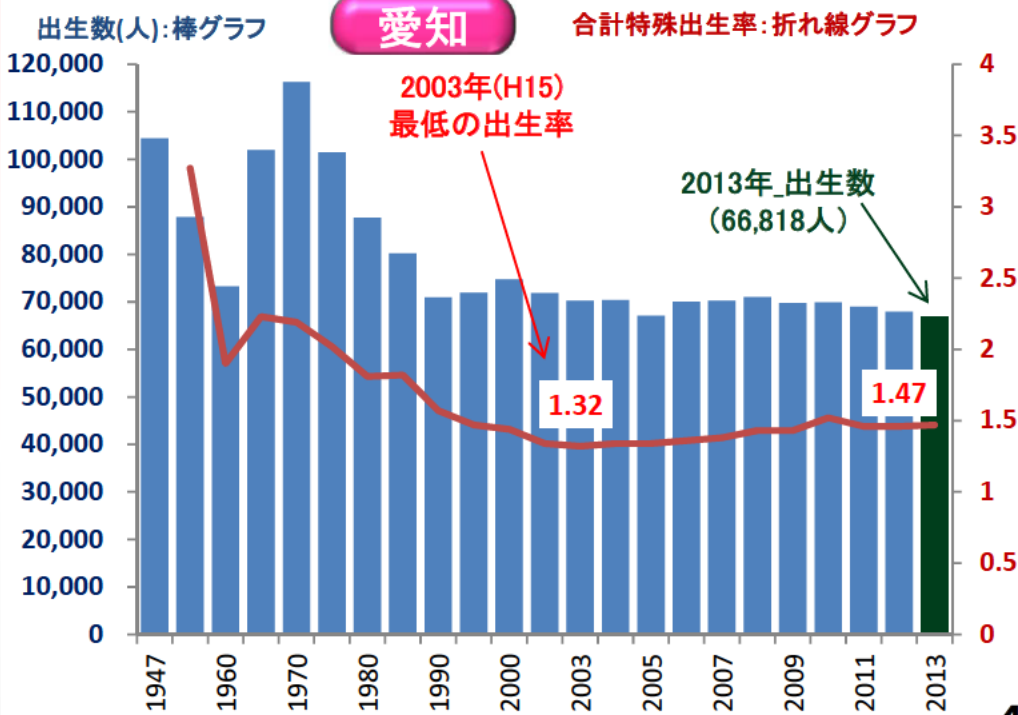
### 静岡



### 岐阜



### 愛知

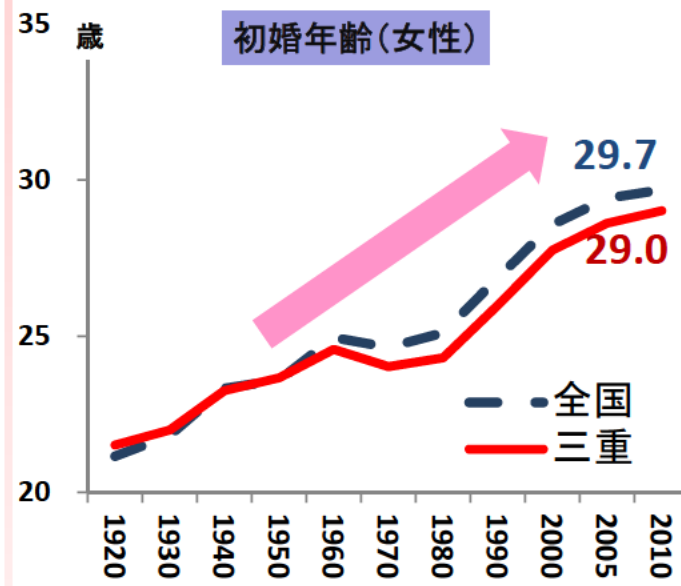
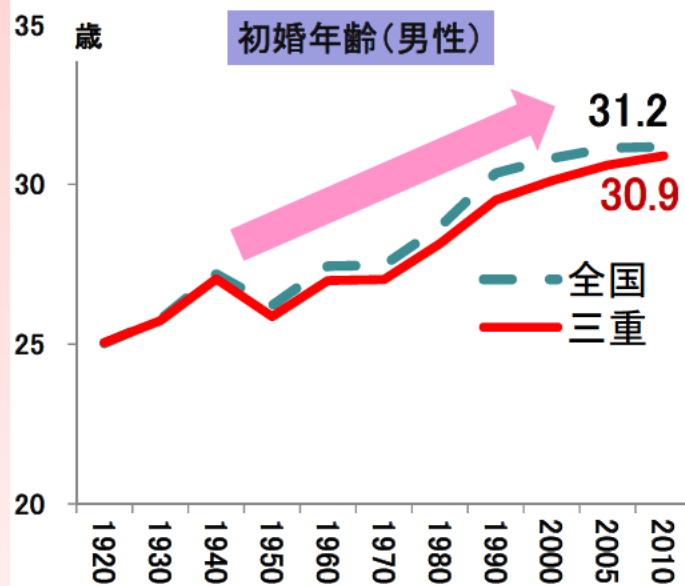


# 少子化の現状

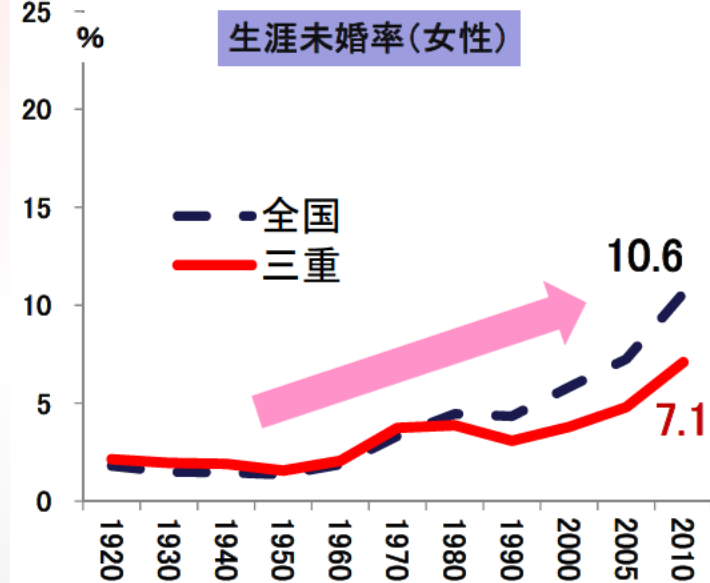
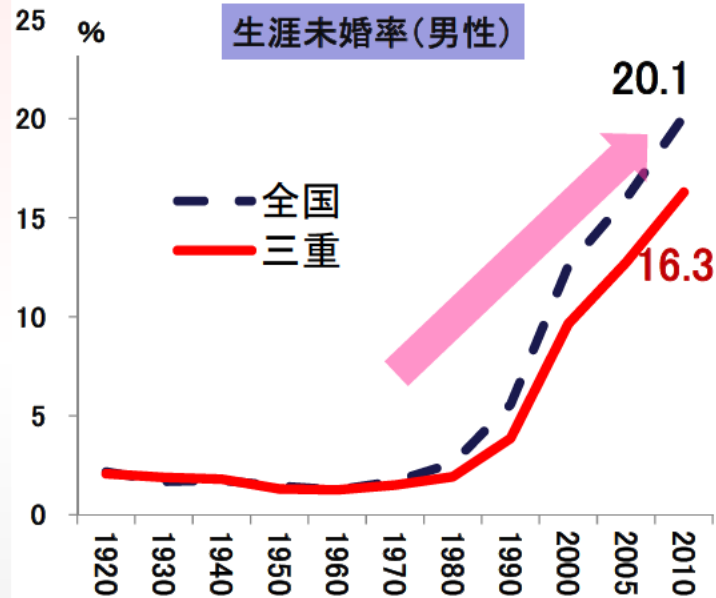
## 初婚年齢と生涯未婚率

三重県は全国と同様に、**晩婚化、未婚化が進んでいる。**

### 初婚年齢



### 生涯未婚率

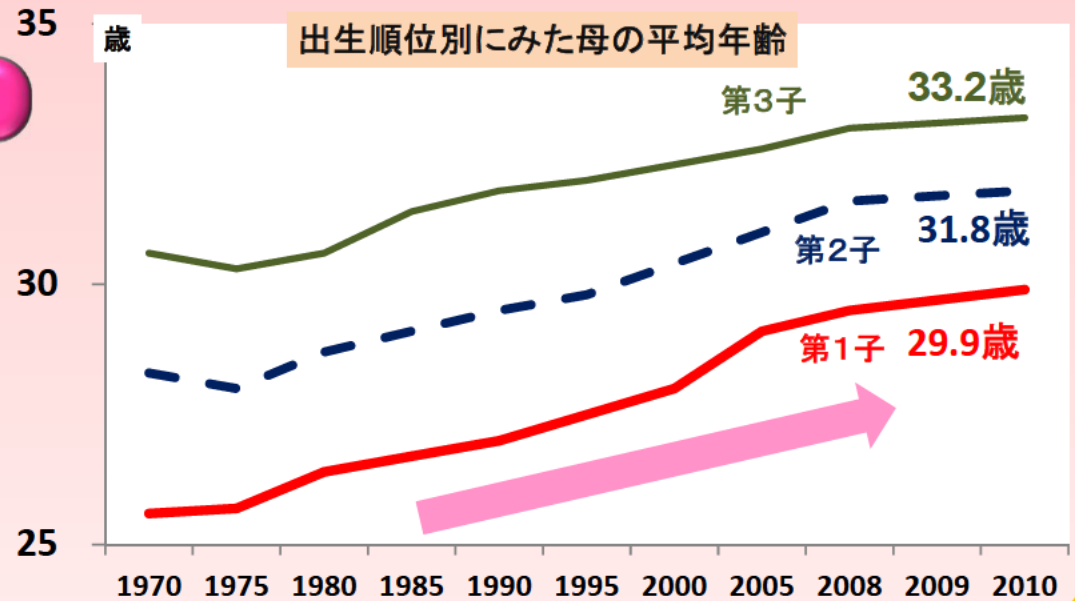


# 少子化の現状

## 妊娠・出産関係

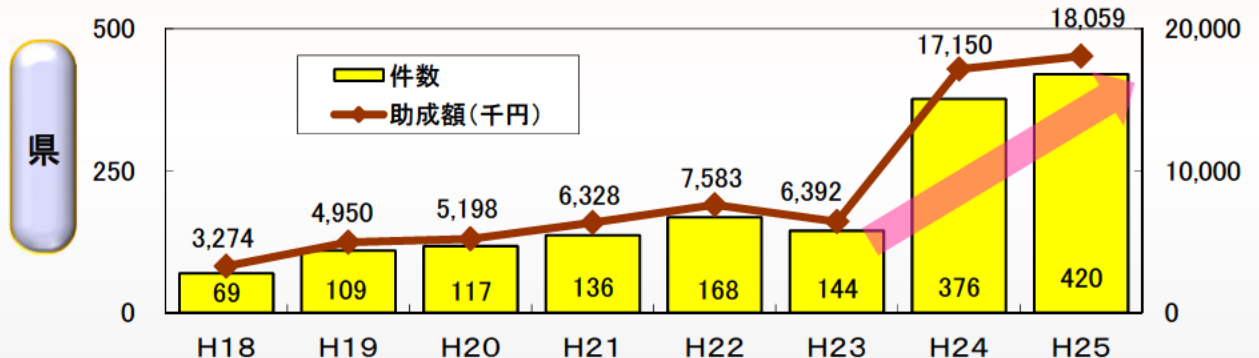
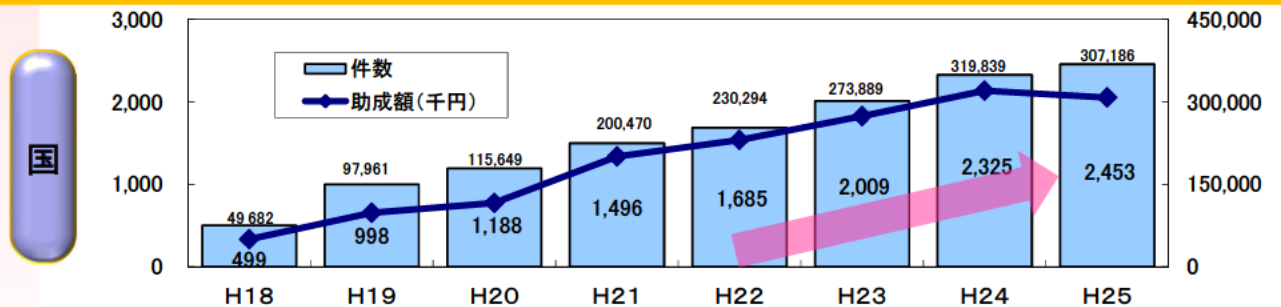
### 出生順位別にみた母の平均年齢

出生児(第1子)の母の平均年齢は29.9歳(全国、2010年)であるなど、年々高くなっている。



### 不妊治療にかかる補助事業の実績

不妊治療の補助事業の件数は国、県ともに年々増加している。



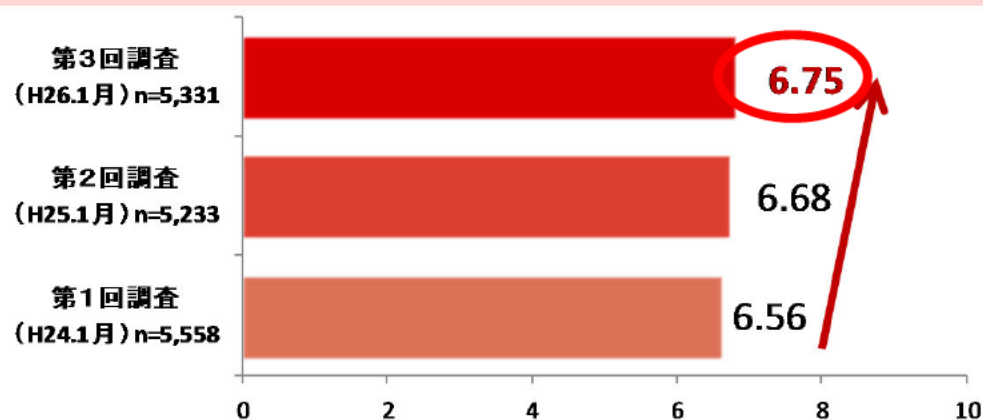
# みえ県民意識調査

## 結婚と幸福実感との関連

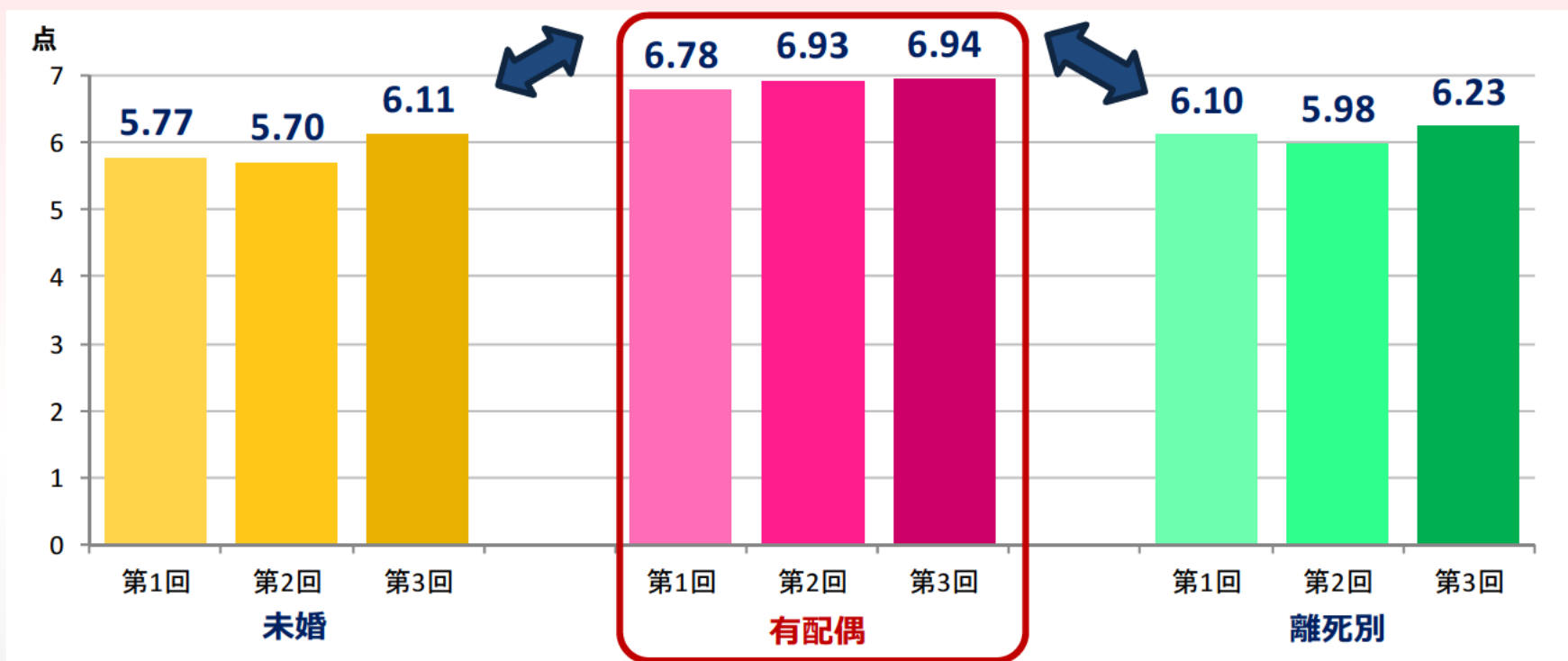
県民1万人対象

◇県民全体の幸福感平均値(10点満点)は6.75点で、1年前の調査より0.07点、2年前の調査より0.19点高い。

【問】現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると何点くらいになると思いますか。

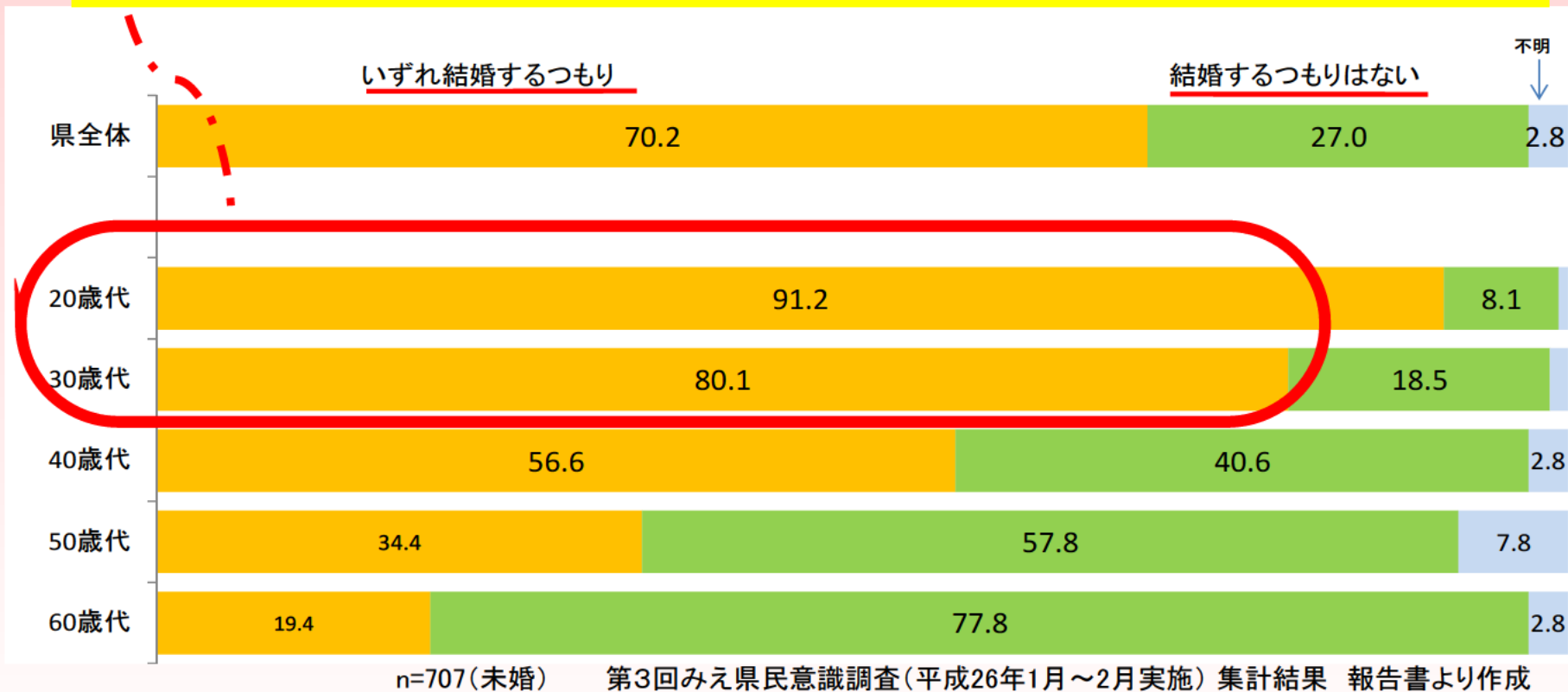


◇3回の調査とも、既婚(有配偶)の方は未婚の方より幸福感平均値が高い。



### 若い世代を中心に、未婚者の多くが「いずれ結婚するつもり」と回答

【問】今後の人生を通して考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか。



**国調査でも同様の傾向**  
 =若い世代の未婚者の多くが  
 「いずれ結婚するつもり」と回答

いずれ結婚するつもりと回答した割合

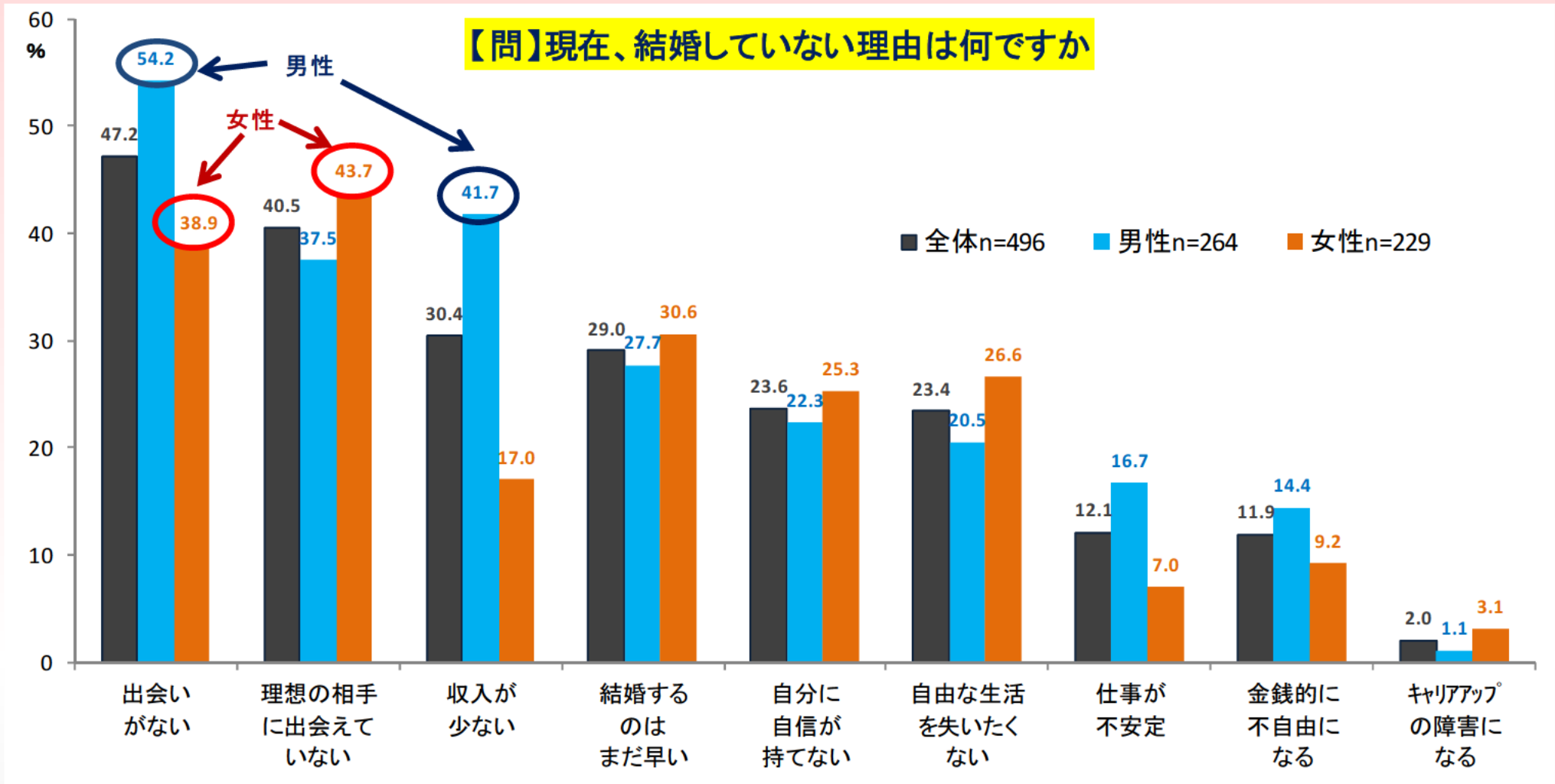
	国調査 (18~34歳)	県調査 (20~34歳)
男性	86.3	85.9
女性	89.4	89.7

国調査:「第14回出生動向基本調査結果概要」(国立社会保障・人口問題研究所)  
 年齢区分は、国調査は18歳以上、県調査は20歳以上となっている



◇男性は、「出会いがない」、「収入が少ない」の順。

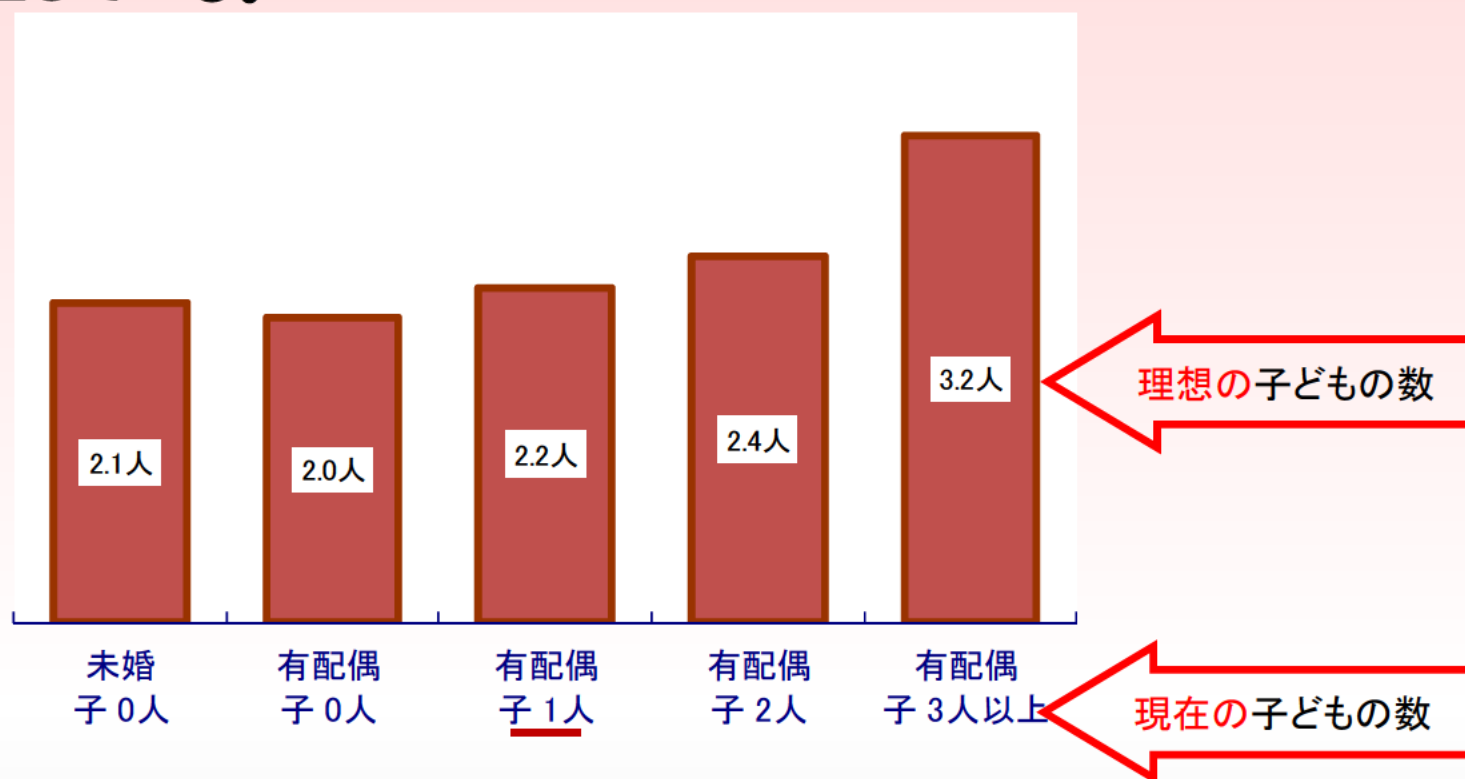
◇女性は、「理想の相手に出会えていない」、「出会いがない」の順。




(20～40歳代)

理想の子どもの数は**現在の子どもの数よりも多い**。

三重県の合計特殊出生率は1.49であり、**「理想と現実」にはギャップ**が生じている。



出典:第3回みえ県民意識調査 集計結果報告書

みえ   
で  
出逢いたい  
産みたい  
育てたい  
スイッチ

## 結婚や出産・子育ての 希望がかなう三重



「子ども・思春期」、「結婚」、「妊娠・出産」、  
「子育て」のライフステージごとに、働き方  
も含め、「地方目線」、「当事者目線」で、  
県民の希望が叶えられるよう、きめ細かな  
支援を行います。

子ども・思春期

結 婚

妊娠・出産

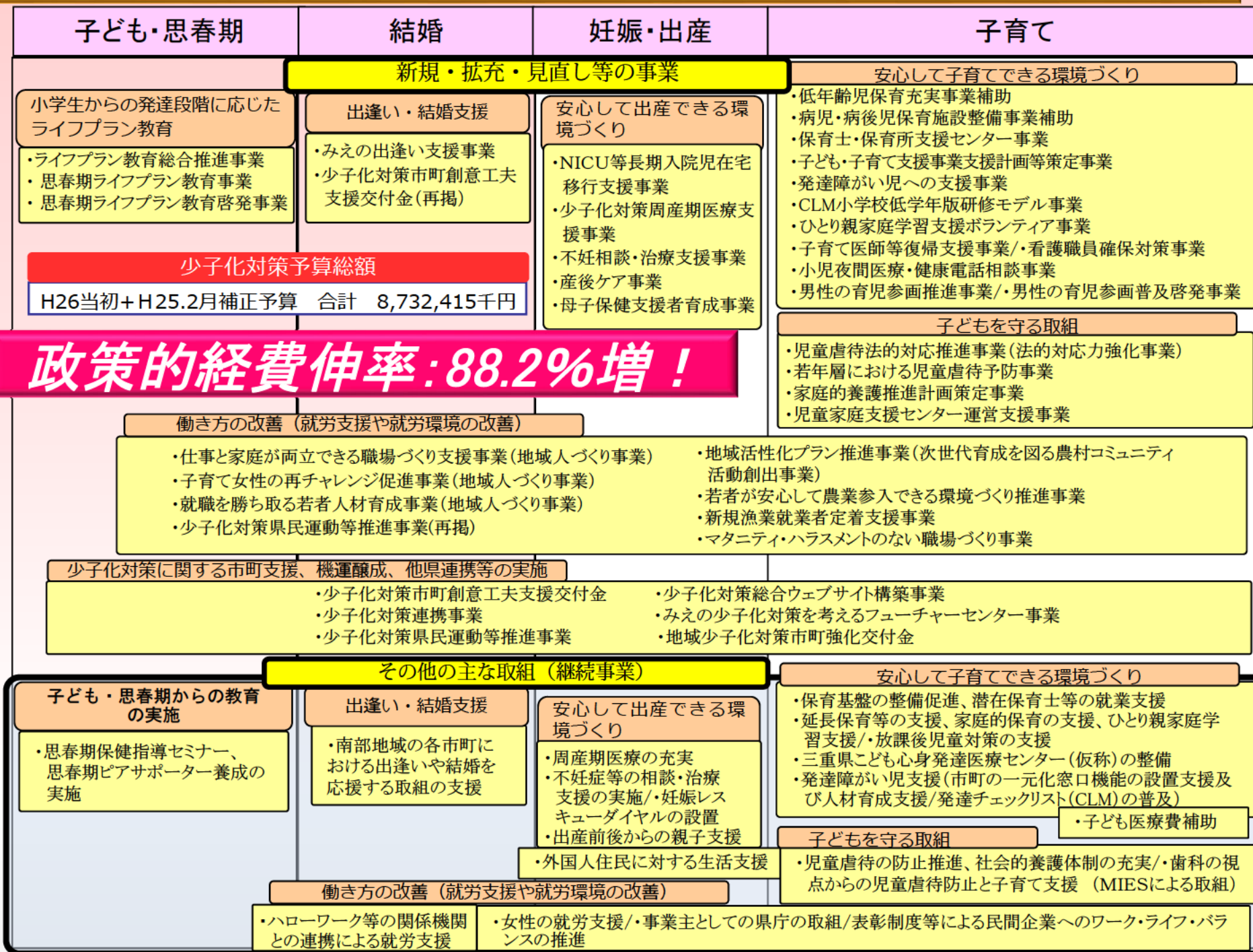
子育て

働 き 方



切れ目のない支援

# 平成26年度の三重県の少子化対策関連事業



### 人生のパートナーとの出会いを望む人への支援

1 楽しみながら参加者の性格や嗜好を知ることができる  
三重県オリジナルのコミュニケーション・ツールを作成・普及。

2 結婚を望む人の意識改革、スキルアップ

①恋するワークショップ

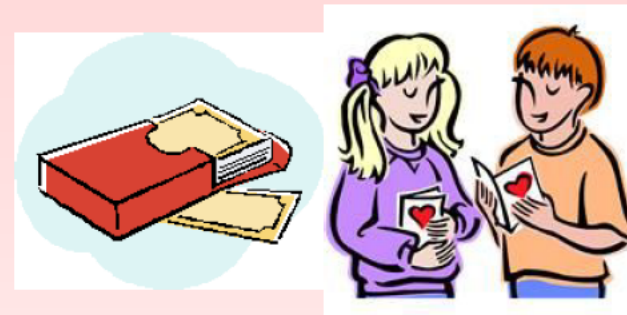
結婚を望む人を中心に、結婚のすばらしさや家族をもつことの意義など、自らが考えるワークショップを開催。

②婚活者のスキルアップ講座の開催

結婚を希望する方のコミュニケーション能力や身だしなみ等のスキルアップに向けたセミナー等を開催。

③意識改革に向けたキャンペーンの実施

家族を持つことの意義や県の結婚支援の取組みにかかるポスターやちらしも作成・配付。



### 結婚支援に取り組む市町等への支援

1 アドバイザーの派遣

2 コーディネートスキルアップ研修の実施

#### 【県単独事業】

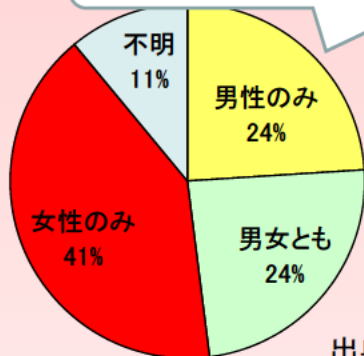
### みえの出逢いサポートセンター（仮称）

市町や商工会議所等の取組情報の一元的提供、出逢いの場を創出する主体の自主的な活動を支援する仕組みづくり

# 男性不妊治療助成事業

## 県の取組（例）

不妊の原因の半数は  
男性にある！



出典:WHO

課題①

しかし、このことは広く知られていないため…

→不妊に悩む夫婦の大半は、まず妻が産婦人科を受診し、原因がないと分かって初めて夫の検査・治療を行うことが多い。

→不妊治療にかかる経済的、精神的な負担が大きくなる。

課題②

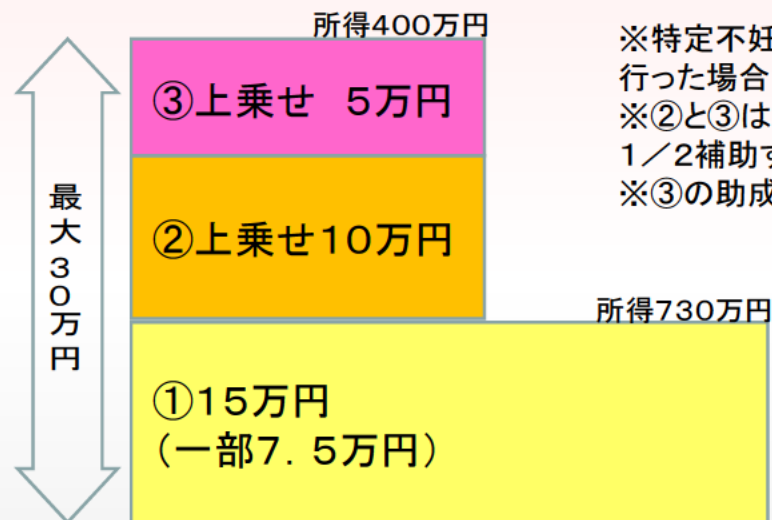
さらに、一部の男性不妊治療を行う場合、特に治療費が高額になる。

・特定不妊治療(体外受精・顕微授精) ⇒平均30万円

・男性不妊治療(TESE等の精巣から精子を回収する手術) ⇒概ね20万～40万円程度

## 制度概要

- ①特定不妊治療費助成金の上限額は1回最大15万円(一部7.5万円)
- ②夫婦合算所得400万円未満の夫婦は1回最大10万円上乗せ
- ③男性不妊治療を含む場合はさらに1回最大5万円上乗せ **NEW**



※特定不妊治療の一環としてTESE等の手術を行った場合に限る  
 ※②と③は市町事業。市町が助成した場合に県が1/2補助する。  
 ※③の助成の実施については、各市町で検討中。

合わせて男性不妊に関する周知啓発事業を実施

三重県・福井県で全国初！

産経新聞  
26年2月2日

### 男性不妊治療を助成

26年度から 三重、都道府県で初

三重県は、精巣内から精子を取り出す男性特有の不妊治療を対象とした新たな助成制度を平成26年度から始める方針を固めた。不妊の原因は半数のケースで男性側にあるとされ、県による「男性の不妊治療に特化した助成制度は都道府県では初めて。県は「女性だけでなく、男性も治療に参加しやすい環境づくりの一環」としている。

国の制度は、顕微授精や体外受精といった保険適用外の「特定不妊治療」を受ける年間所得730万円未満の夫婦に対し、1回あたり最大15万円(5年間を通算10回まで)を都道府県と折半して補助している。三重県の場合、このうち所得400万円未満の夫婦については、さらに最大10万円を県と市町で折半して上乗せする制度を導入している。

県は26年度から、これらの夫婦を対象に、夫が無精子症などで精巣から精子を取り出す治療を受けた場合に限り、最大で5万円を市町とともに助成。担当者は「保険が適用されないため治療費が高額となることに配慮した対応だ」と話す。

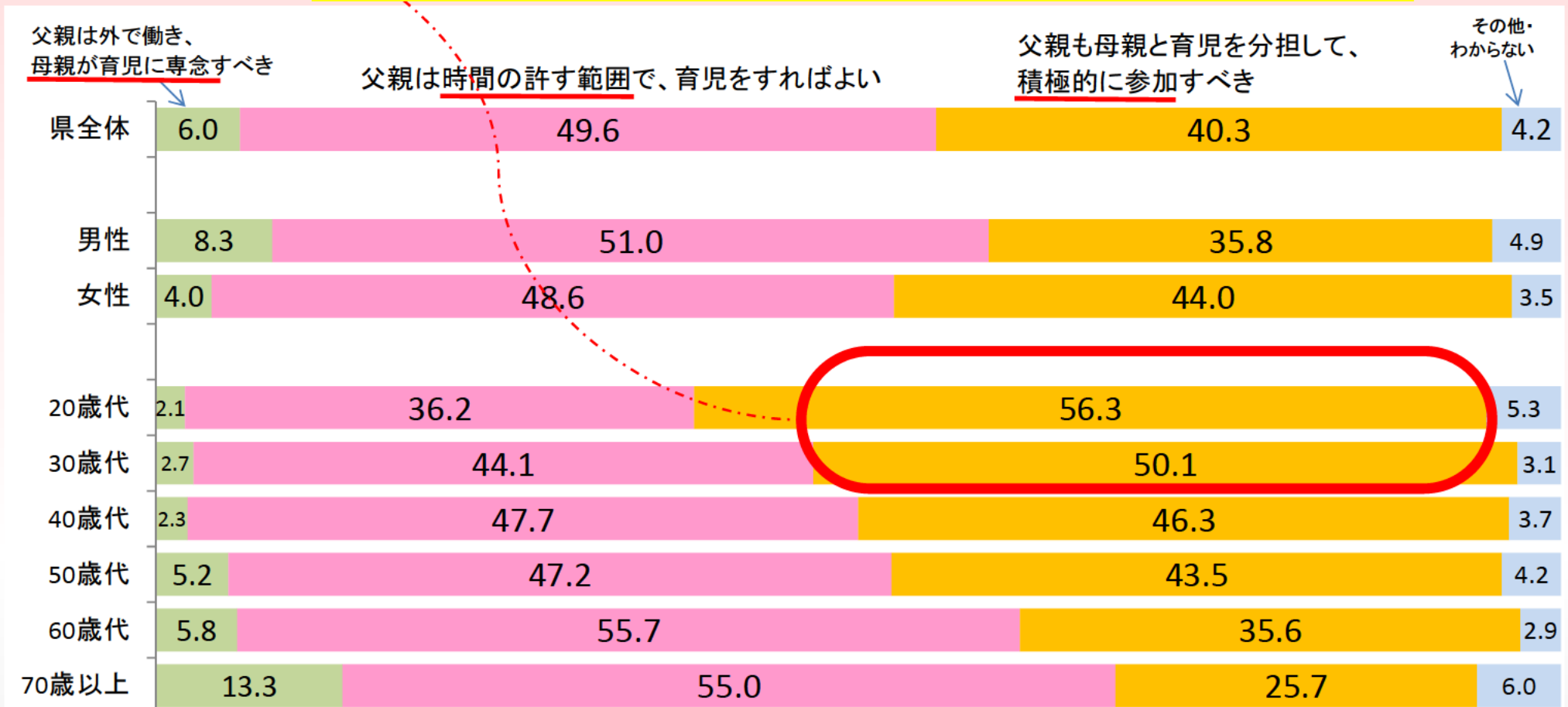
# 父親の育児参画についての考え方

みえ県民意識調査から

多くの県民が父親の育児参画に肯定的。

男女ともに「父親は時間の許す範囲で育児をすればよい」の割合が高いが、若い世代では「父親も母親と育児を分担して、積極的に参加すべき」が高い。

【問】父親が育児をすることについて、あなたはどのように思いますか



# 「みえの育児男子」プロジェクト

## 県の取組（例）

今、「社会を生き抜く力」を持つ人材が求められている。

**子どもの将来を見据えた育児を大切にする。**

○親目線ではなく、子どもにとって大切なことを考えて育てる。

家族の形態は様々であり、それぞれの家族に応じた父親の姿があるべき。家族・夫婦で話し合い、理解したうえで子育てを進めることが大切。

**外（地域）に出て子どもを育てる力を発揮する。**

○子どもは色々な大人に触れて社会性や職業観が育つ。度量が広がる。

父親など男性が「**子どもの生き抜く力を育てる**」推進役を担ってほしい。

## 「みえの育児男子」プロジェクト

子どもの頃

海や川で貝を採ったり、魚を釣ったりしたこと

夜空いっぱい輝く星をゆっくりみること

強い相関関係！

大人の自分

なんでも最後までやり遂げたい

もっと深く学びたいことがある

「子どもの頃、自然体験が豊富な人ほど、大人になって『最後までやり遂げたい』という意思が強く、『もっと深く学びたい』といった意欲も強い。」（独立行政法人国立青少年振興機構調査）

男性の出番!!

※「みえの育児男子」とは、いわゆる「イクメン」に加えて、「子育てに積極的に参画しようという意識が高く、家族や夫婦での話し合い・理解の結果、様々な事情により家事や育児に関わる時間が少なくても、一定の役割を果たしている男性」を含めた総称としている。



### ①普及啓発の実施

父親向け冊子の作成や新聞などを活用して、**イクメンだけに限らないさまざまな育児男子のあり方に関する普及啓発**を行います。育児男子などを表彰する「**ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ**」を実施します。

### ②育児男子アドバイザーの養成

地域における男性の育児参画の普及を図るため、男性の育児参画をけん引できる人材を育成し、市町や企業等で**育児男子アドバイザー**としてご活躍いただきます。

三重から発信！

## 「子どもの生き抜く力を育てる育児男子」

- ・子どもの将来を見据えた育児を大切にする
- ・地域で子どもを育てる力を発揮する父親

男性育児休業取得率は  
**13.04%** (12人/92人)で  
**過去最高!**

### ③企業への働きかけ

**企業子宝率調査**により、子育てと仕事の両立を進めている企業の取組を水平展開し、県内の企業全体の少子化対策の推進を図ります。

**パタニティ・ハラスメント**防止対策を企業経営者に働きかけます。

### ④事業主としての県庁の取組

県庁も事業主として、子育て等を行う職員を支援する管理職の姿勢を重視する「**育ボス**」の推進や、子育て支援の雰囲気づくりを目的とした「**子ども参観（パパ、ママの職場を見学）**」などを通して、県職員の育児休業の取得、育児参画の支援を行います。

### 【背景】

現在の表彰制度

↓  
制度の充実重視！  
大企業が有利！

### 中小企業は・・・

制度面では遅れているけれど・・・

- 一人ひとりの従業員と顔が見える関係 → 職員との距離が近い
- 組織階層がフラット → 育休によるキャリアロスが少ない
- 職場と居住地が近接している → 職場に子どもを連れてこられる環境など、中小企業のメリットを生かした取組が行われている

### 中小企業の優れた「企業風土」を「見える化」し、評価することが必要

子育てに関して優れた「企業風土」をもつ中小企業を掘り起こし、子育てに優しい企業として公表することによって企業イメージのアップを図るとともに、他の企業の次世代育成支援への取組への波及をめざす。

企業子宝率  
を活用した  
実態調査

企業子宝率：企業の従業員が在職中に持つことが見込まれる子どもの数を、「合計特殊出生率」の手法を用いて算出

### 【結果の公表】

- ・子育てに優しい企業を企業の取組とともに、ホームページや県民運動推進会議の場において広く公表・発信

### 【調査結果の活用】

- ・調査結果を企業規模、業種等に分類・分析し、その結果をセミナー等で利用
- ・調査結果を公表し、就職支援の際の企業選定の資料として活用

### 【期待される効果】

- ・[取組の拡大]  
企業の更なる取組や他企業の経営者の意識改革を促し、優れた企業風土の取組や制度の活用が拡大
- ・[企業イメージのアップ]  
子育てに優しい企業として公表されることで、企業のイメージアップにつながり、有能な人材の確保等に貢献
- ・[地域活性化]  
これまで都市部へと流出していた若年層を地元に戻すことができ、中小企業の人材不足の解決につながるとともに地域の活性化にも貢献

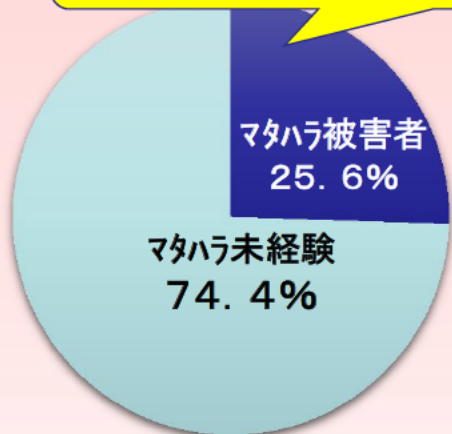
# マタニティ・ハラスメント

「マタハラ」とは・・・

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント。

出産経験のある女性の  
4人に1人がマタハラ被害者

マタハラ被害者のうち68%は労働基準法などの  
法令違反のマタハラを受けている

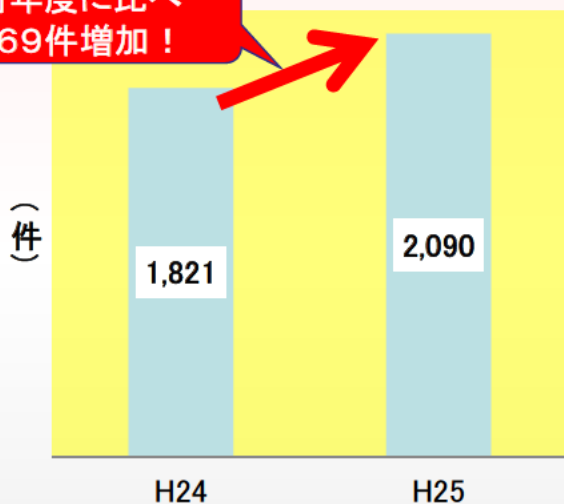


相談内容	
嫌がらせ・セクハラ 19.2%	◎育休から復帰。短時間勤務を希望すると嫌みを言われた。降格・減給・配置転換を言われている。
女性保護関連 13.5%	◎昨年出産し職場復帰。再び妊娠し上司に相談したら「2回も育休を取る社員は前例がない。会社を辞める方向で考えてほしい。続けるなら給料を下げざるを得ない」と言われた。
解雇・退職強要 10.4%	◎切迫早産で入院中に会社から「働けないので解雇としたい」と書類を持参。「傷病手当金だけは受給できるようにする」との説明だったが、解雇になったのは納得いかない。
就業規則等 5.4%	◎切迫流産のため休職する予定だが、「現在の役職から降格する」と聞いた。就業規則上、降格に該当しないが、相談できる場所がない。

(出所) 連合「働く女性のための全国一斉労働相談ダイヤル」

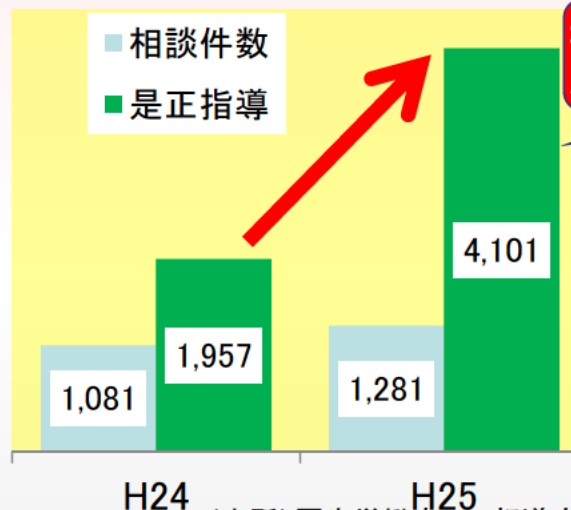
婚姻、妊娠・出産等を理由とする  
不利益扱いに関する相談件数

前年度に比べ  
269件増加!



母性健康管理に関する労働者からの相談件数・  
事業所訪問による是正指導件数

相談件数は前年度に比べ200件増加!  
是正指導件数は2倍強に増加!



※母性健康管理  
女性労働者が妊娠中又は出産後も安心して働き続けるために、事業主が事業所内で妊娠中及び出産後の女性労働者の状態に応じて、業務負荷を調整したり、労働環境を整備したりすること。

(出所) 厚生労働省H25都道府県労働局雇用均等室での法施行状況

# パタニティ・ハラスメント(パタハラ)

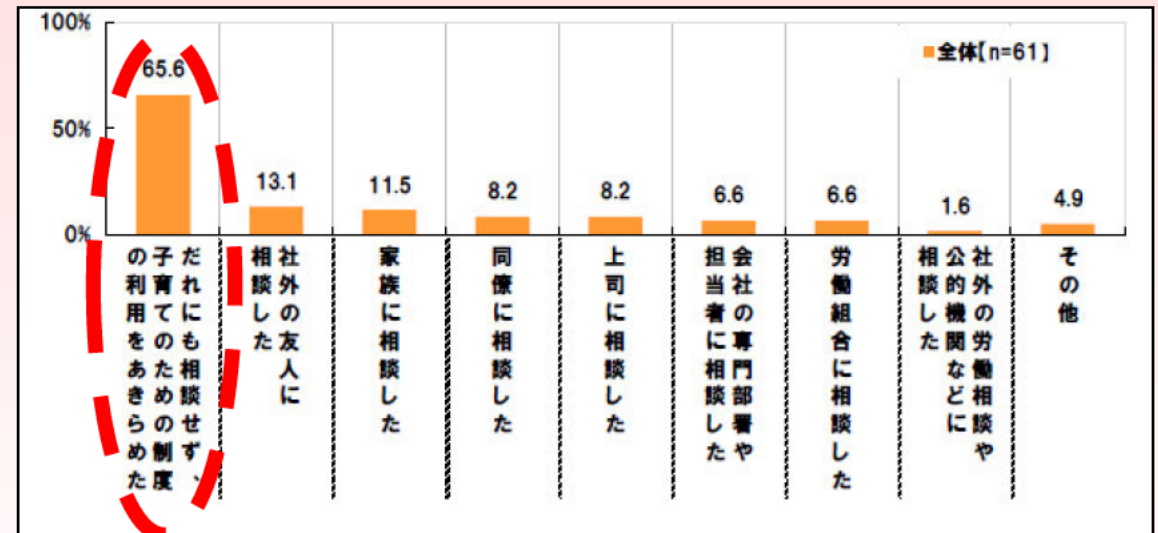
「パタハラ」とは…

男性社員が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務やフレックス勤務を活用したりすることへの妨害、ハラスメント行為

パタニティー: 英語で「父性」の意味

職場でパタハラをされた経験があるか、  
された場合はどのようなパタハラだったか。  
対象: 子どもがいる人

パタハラを受けた時の対応  
対象: 自身がパタハラにあったことがある人

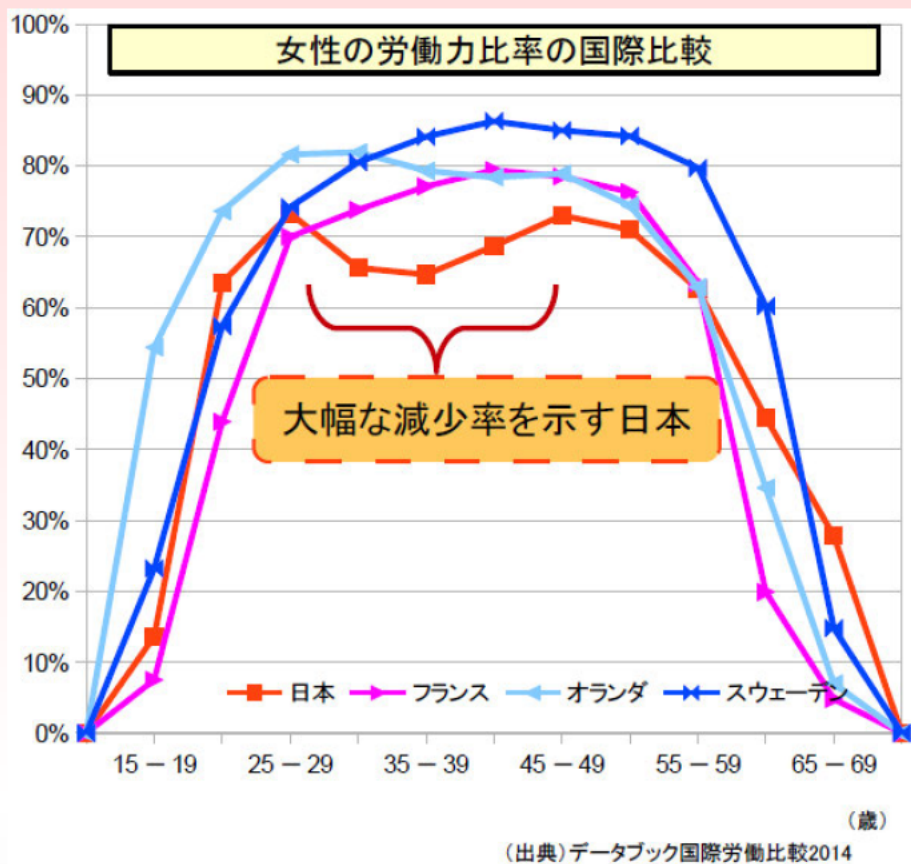


(出所) 連合「パタニティ・ハラスメント(パタハラ)に関する調査」

～調査結果～

- ・職場でパタハラをされた経験がある : 11.6%
- ・周囲でパタハラにあった人がいる : 10.8%
- ・パタハラ経験者がとった対応 1位 : 「だれにも相談せず、子育てのための制度の利用をあきらめた」
- ・職場でパタハラが起こる原因「上司や同僚の理解不足・協力不足」 : 57.3%

日本では、出産・子育てを理由とする離職（第1子出産後の退職率）が62.0%となっている。



OECD加盟24か国における女性労働力率と合計特殊出生率



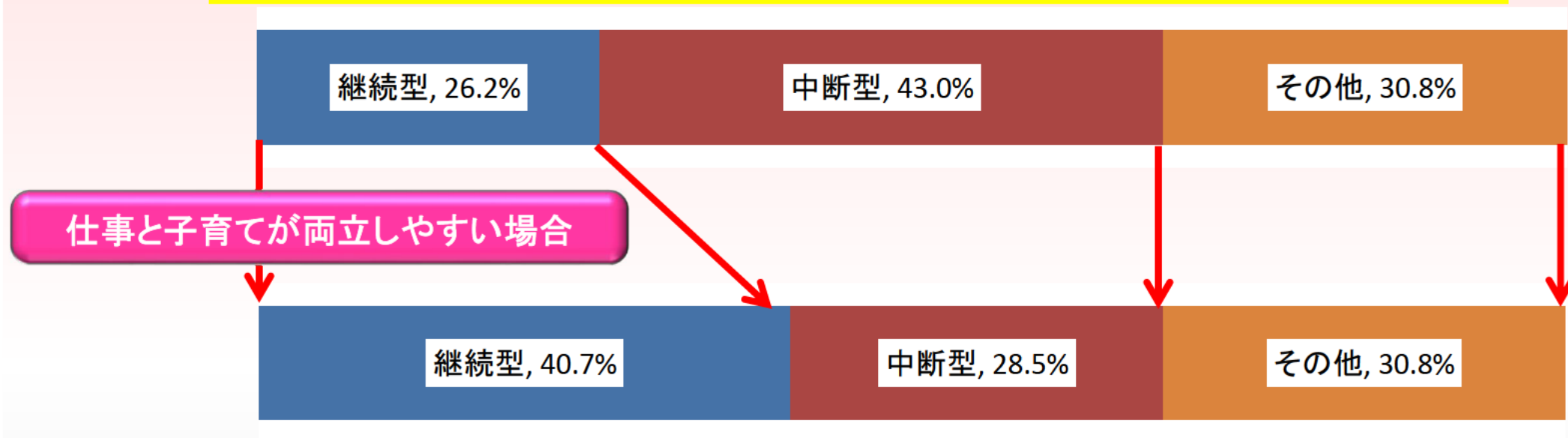
# 女性就労についての考え方

みえ県民意識調査から

女性就労についての考え方は、『継続型』(子どもができて、ずっと働き続ける方がよい)より、『中断型』(子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい)が多い。

なお、『中断型』と回答した方に「仕事と子育てが両立しやすい場合」の考え方を質問し、再集計したところ、『中断型』よりも『継続型』の方が多。

【問】女性が働く(収入のある仕事をする)ことについて、あなたはどのように思いますか

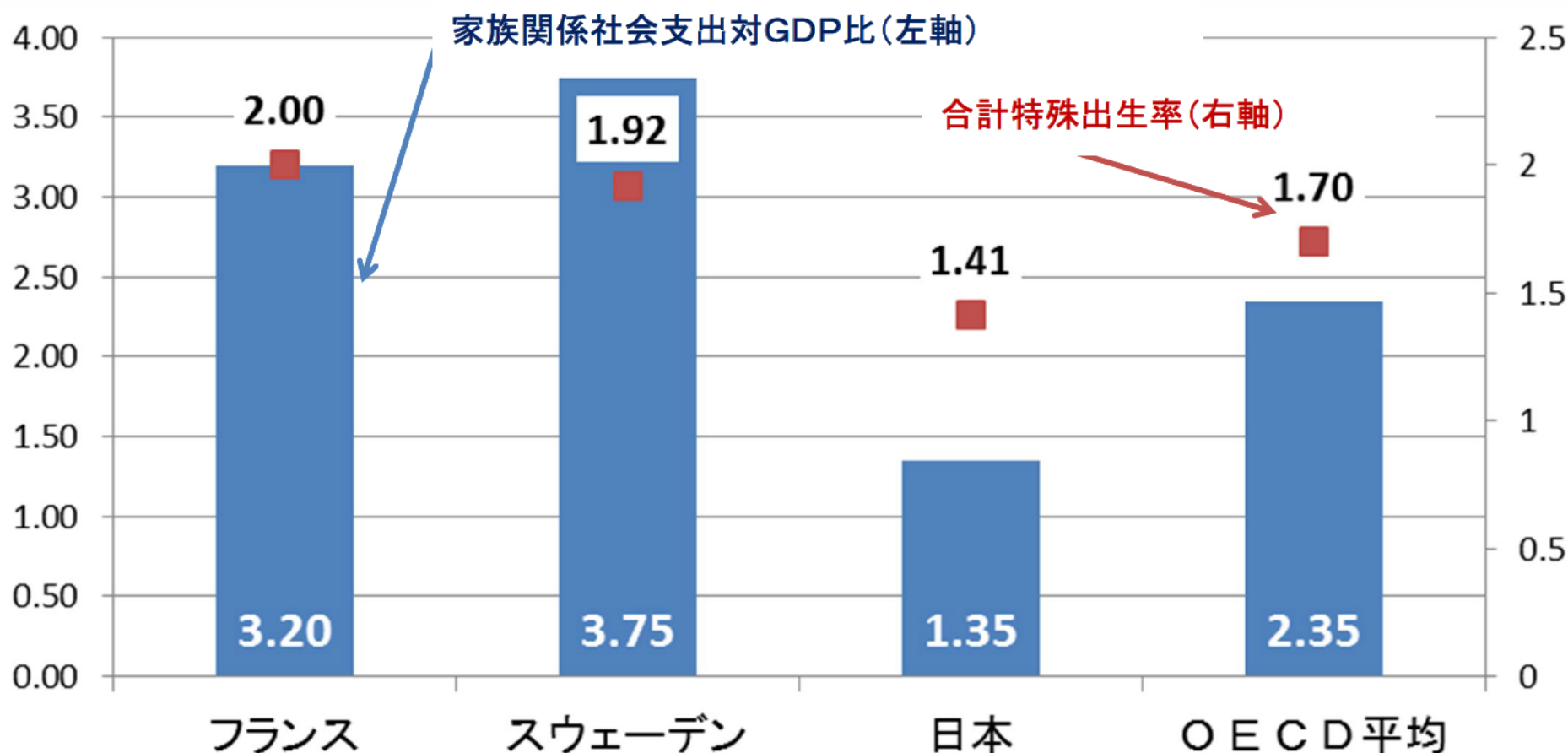


『中断型』と回答した方に、仕事と子育てが両立しやすい場合の考え方を再質問し、再集計したもの。

# 少子化を克服した国の状況

## 諸外国における家族関係社会支出の対GDP比と合計特殊出生率

少子化を反転させたフランスやスウェーデンなどの家族関係社会支出の対GDP比は3%を超えているのに対し、日本は1%程度にとどまっている。



家族関係社会支出の対GDP比は日本は2011年度、そのほかは2009年度、  
合計特殊出生率は、フランス・スウェーデン・日本は2012年、OECD諸国は2011年

# 国における議論や方向性等

## 内閣府「少子化危機突破タスクフォース」

三重県の現状と経験などを踏まえ、「地方目線」の少子化対策の必要性など7回にわたりプレゼンするとともに、学識経験者や企業経営者、マスコミ等と活発に議論し、提言



### 第1期 平成25年5月28日に「少子化危機突破のための提案」決定

⇒⇒⇒ 「少子化危機突破のための緊急対策」に反映(平成25年6月 少子化社会対策会議決定)

我が国は「少子化危機」とも言うべき状況。女性の活躍推進の観点からも重要な①「子育て支援」、②「働き方改革」に加え、③「結婚・妊娠・出産支援」が柱。少子化対策「3本の矢」を推進

### 今後の取り組むべき課題と進むべき方向性

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| 1 都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策                       | 4 妊娠・出産等に関する正確な情報提供       |
| 2 少子化対策のための財源の確保                               | 5 少子化危機突破の認識共有に向けて        |
| 3 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域 少子化対策強化交付金の延長・拡充 | 6 施策の整理・検証(「CAPD」サイクル)の実施 |
|  | 7 少子化対策の目標のあり方の検討         |

### 第2期 平成26年5月26日に提言をとりまとめ

#### 今後の少子化対策について

##### 1. 新しい大綱の策定に向けた検討

政府全体で取り組む総合的な指針として、新しい少子化社会対策の大綱の策定。

##### 2. 少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保

少子化対策に集中的に取り組む期間の設定とともに、「CAPD」サイクルを回す仕組みの構築を目指す。また、従来の子育て支援を中心とした少子化対策のみならず、関連政策との連携など、施策を総動員した、政府内に戦略本部を置くなど政府を挙げた抜本的な少子化対策を目指す。あわせて、まずは現在の対GDP比約1%の倍に当たる対GDP比2%を目指す。

##### 3. 残された課題に対する議論の深化

少子化対策における目標の設定については、施策の効果検証や国民の意識改革の観点から必要である。個々人が希望する年齢に結婚でき、かつ、希望する子どもの数と生まれる子どもの数との乖離をなくしていくための環境整備は、国民の理解や賛同が得られるものとして目標の一つとなり得る。



### 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

人口急減・超高齢化の流れを変えることは容易ではなく、流れが変わっても効果が現れるまで長期間を要する。人口急減・超高齢化の流れを変えられない場合には、経済規模が収縮し、縮小スパイラルに陥るおそれがある。そこに至っては、もはや回復は困難となろう。

従来の少子化対策の枠組みにとらわれず、福祉分野以外にも、教育、社会保障、社会資本整備、地方行財政、産業振興、税制等、あらゆる分野の制度・システムを若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し、2020年を目途にトレンドを変えるために抜本的な改革・変革を推進すべき時期に来ている。

希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識が大きく変わり、2020年を目途にトレンドを変えていくことで、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することができると見込まれる。

### 女性の活躍をはじめとする人材力の充実・発揮

人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいふべき現状を突破していかなければならない。出産・子育て支援も社会保障の柱であるという認識を共有しつつ、出生率の回復に成功した諸外国の経験も参考にしながら、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化対策を充実する。

さらに、夫婦が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域のかも視野に入れ、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援など、これまでの少子化対策の延長線上にない政策を検討する。

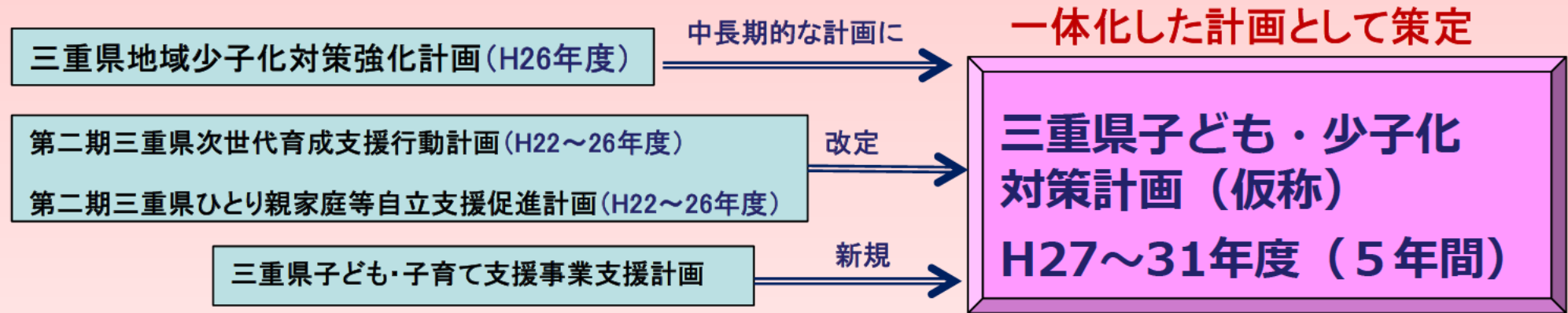
新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。

また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

また、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に国と地方自治体、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じ連携した取組を推進するとともに、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全ての関係者が少子化危機突破の認識を共有するための取組を進める。

加えて、児童虐待防止対策を進める。

# 三重県子ども・少子化対策計画(仮称)の策定



## 計画策定の方向性

「結婚したい人が結婚でき」、「子どもを産みたい人が安心して産み育てられる」という三重県の少子化対策のめざすべき姿や、「子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくり」をめざす「三重県子ども条例」の趣旨をふまえて、計画策定を進めていきます。

子どもや若者、少子化対策に係る現状と課題、施策の展開方向と具体的な取組案について、**ライフステージごとに検討し、切れ目のない支援が可能となる計画**とします。

# 三重県子ども・少子化対策計画(仮称)の策定

「三重県少子化対策推進県民会議」におけるご意見を踏まえるとともに、「計画策定部会」を設置して、作業を進めます。

なお、「子ども・子育て支援事業支援計画」に関する検討は、「子ども・子育て支援法」に定める、「子ども・子育て会議」において進めます。

## スケジュール

	子ども・少子化対策計画(仮称)	
		子ども・子育て支援事業支援計画
7月	第1回少子化対策推進県民会議 計画策定部会	第3回子ども・子育て会議
8月	計画策定部会	
9月		第4回子ども・子育て会議
10月	素案を三重県議会健康福祉病院常任委員会で説明 計画策定部会	
11月	第2回少子化対策推進県民会議	第5回子ども・子育て会議
12月	中間案を三重県議会健康福祉病院常任委員会で説明	
平成27年1月	パブリックコメントの実施 計画策定部会	
2月	第3回少子化対策推進県民会議	第6回子ども・子育て会議
3月	最終案を三重県議会健康福祉病院常任委員会で説明	

## 計画策定部会

敬称略 五十音順

石川 博之	津市教育委員会教育長
金森 美智子	連合三重副事務局長
紀平 正道	三重県産婦人科医会副会長
杉浦 礼子	高田短期大学教授
田部 眞樹子	三重県子どもNPOサポートセンター理事長
野村 豊樹	三重県医師会理事
福原 正	三重労働局雇用均等室室長
松岡 泰之	津東高等学校長
松田 茂樹	中京大学教授